

仕 様 書

- 1 役務件名：練馬駐屯地特定温室効果ガス排出量検証役務

2 役務場所：東京都練馬区北町4丁目1-1 陸上自衛隊練馬駐屯地内

3 業務概要：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という)に基づく「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度」における練馬駐屯地の特定温室効果ガス排出量を検証する。

4 履行期限：令和5年8月25日(金)

5 一般事項

(1) 本業務は、本仕様書による他下記の条例等に準拠するものとする。

ア 環境確保条例

イ 東京都が公表するガイドライン

(2) 仕様書と業務内容に相違ある場合、仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は、検査官・監督官と協議し、その指示に従い行うものとする。

(3) 業務の管理は現場代理人が責任者となり、関係法令等を遵守して行うものとする。

(4) 作業に先立ち監督官と協議の上、実施工程表を作成し提出すること。

(5) 業務に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出するものとする。

6 特記事項

(1) 本役務は、東京都の登録区分で適合している検証機関が行うものとする。

(2) 各施設の立入は、監督官の指示による。指示以外の場所への立入は禁止とするものとする。

(3) 請負業者は、東京都指定の検証結果報告書を令和5年8月18日(金)までに2部提出するものとする。

(4) 請負業者は、監督官が許可した以外の書類を複写してはならない。

(5) 請負業者は、本役務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 請負業者は、再検証の実施が必要になった場合、請負業者の負担により速やかに再検証を行うものとする。
- 7 燃料等監視点の数量

(1) 電気監視点・・・1点

(2) 灯油監視点・・・4点

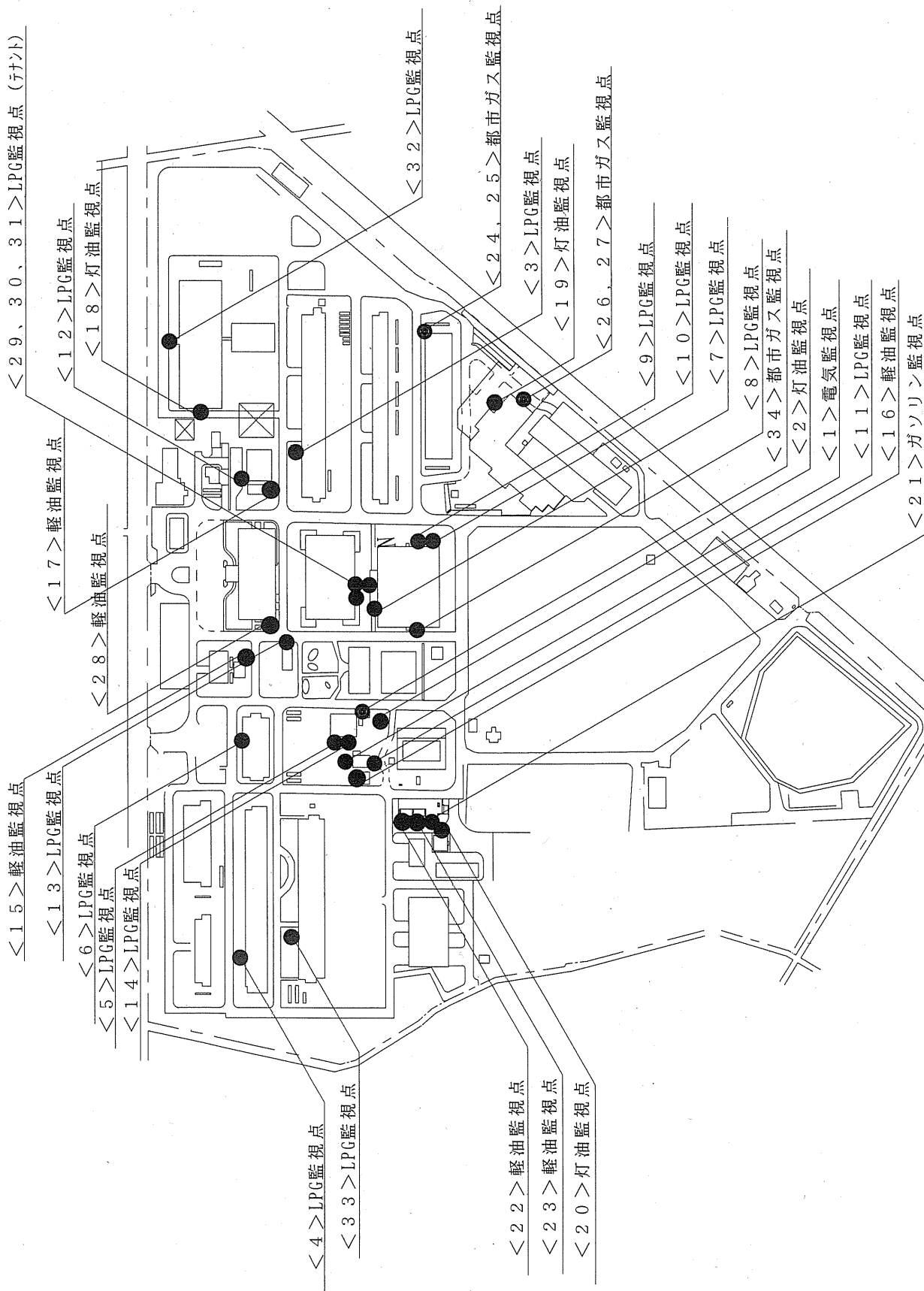
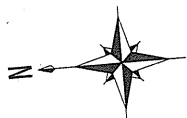
(3) 軽油監視点・・・4点(発電機用)

(4) 軽油監視点・・・2点(移動体用)

(5) ガソリン監視点・・・1点

(6) LPG監視点・・・17点

(7) 都市ガス監視点・・・5点
-
- | | | | |
|-------------|----------------------|------|-------|
| 役務件名 | 練馬駐屯地特定温室効果ガス排出量検証役務 | 図面番号 | 2 / 3 |
| 図面名 | 仕様書・案内図 | 縮尺 | 図示 |
| 練馬駐屯地業務隊管理科 | | | |



役務件名	練馬駐屯地特定温室効果ガス排出量検証役務	図面番号	3
図面名	燃料等監視点配置図	縮尺	1:4000
練馬駐屯地業務隊管理科			